

シナリオ：模擬裁判「3匹のこぶた」

監修 鈴木博康

シナリオ作成 2018年度専門演習A・B ゼミ生

以前、本誌24巻3号（2018年3月）の拙稿「法学部教育における模擬裁判の実践例」において、本学模擬裁判の取り組みについて紹介した*。これは、本学における模擬裁判の運営ノウハウにつき、組織的継受を意図して紹介したもので、前任者までの経緯と、模擬裁判の位置付けや正課としての取り組み方、その教育的意義などについて述べることに主眼があった。そのため、学生たちが作成したシナリオ自体を掲載していたわけではない。が、その後、台本自体への関心が寄せられたこともあり、ここに紹介する次第である。

ここに紹介するのは2018年の夏のオープンキャンパスで実施した「3匹のこぶた」のシナリオである。先の拙稿の中でふれたとおり、当職の模擬裁判は専門演習（2017年度からは専門演習AおよびBとともに合同して）の授業としても行っている。

2018年度のオープンキャンパスは、7月28日土曜日に行われた。4月からの演習のスケジュールについては、拙稿で紹介したとおり例年と同様であったが、今回はオープンキャンパス前日金曜日まで春学期の授業（専門演習）が続き、定期試験が翌週月曜日から始まる中で、学生にとってはなかなか大変な時期になったことと思われるが、果敢にも挑んでいた。

当日の企画は模擬裁判の前に、法学部の学部紹介の企画が隣りの教室で行わ

*拙稿48頁の脚注（10）の2行目に現れる「刑法各論」は「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」の2科目が正当であるので訂正させていただくとともに、47頁の脚注（9）について専門演習Aの登録のための手続きにつきエントリーシートを提出することになっているが、これは例年2年次の12月に行われ、この段階で学生たちは4年次のことも念頭に置く必要があるということも補足しておく。

れ、そののちに来場者が移動してくる手筈になっていた。計画では模擬裁判には40分程度の時間が手持ちの時間としてあったが、前の企画が延びたために若干模擬裁判の時間がタイトになった関係で、予定していたフロアでの結審後の討論（評議）は行えなかった。

従来通り、観客には、傍聴人の「役」をやってもらうほか、今回もフロアから法曹役などの参加者を募った。今回は残念ながら、すぐには手が挙がらなかったために、座席に仕込んでおいたクジを一部使うこととなった。なかには、それが高校生ではなく保護者の座席だったため、その保護者にも左陪席の裁判官として加わっていただいたりもした。最終的には、ゼミ生、参加者とも、裁判官3人、検察官3人、弁護士3人、証人3人と被告人のほか、書記官、刑務官も各1人ずつであるが、配役することができ、それぞれのグループの中で手短な打ち合わせののちセリフを分けて担当してもらった。

先の拙稿は、2015年度からの3カ年について述べたものである。その後の動きとして、2017年度のオープンキャンパスで実施した浦島太郎についても、年度末の3月には高校の学習会において再演（浦島太郎リターンズ）を実施した。その経緯は拙稿で述べたとおりである。また、高校の学習会自体が継続的に行われている関係で、前年に1年生として参加した高校生（桃太郎リターンズ）が、翌年再び2年生として参加してくれていたことも付記しておきたい。

また、拙稿で紹介した法廷教室の備品のうち、当時は厚紙で作成していた配役（法曹等）の卓上の名札と、法廷教室出入口の注意書の貼り紙につき、それぞれプラスチック製のもの（パネル）に作り替えてもらうことができた（とくに拙稿写真中の解説参照。）。

ここに紹介するのはシナリオ本体と起訴状をはじめとする基本的な書面だけであるが、学生たちは実際にはこのほかにも模擬裁判劇中に使用する各書面等を用意している。これらについても拙稿で説明したとおりである。なお、オープンキャンパスでの模擬裁判では、傍聴人である観客へのわかりやすさ、上演時間などの演出の都合から、証拠請求、証拠調べの手続きをまとめている（書

証、物証、人証の扱い)のをはじめ、正確性、再現性よりも演劇的側面を優先している部分があることをお断りしておく。

開廷、人定質問

すでに被告人が手錠を外されて席についている。(配役の人員数によっては、連行され入廷してくるシーンから始める。)やがて、裁判官が登場。(裁判官が席に着くのに合わせて、ここで、傍聴人他、関係者一同、起立・礼を入れても可。)

裁判長「それでは、被告人 ブタ山カルビ に対する殺人被告事件の審理を始めます。被告人は、前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「名前を何と言いますか」

被告人「ブタ山カルビ です」

裁判長「生年月日はいつですか」

被告人「1997年8月29日です」(※やきにく)

裁判長「仕事は何かしていますか」

被告人「阿蘇山のふもとで牧場の経営をしています」

裁判長「本籍はどこですか」

被告人「熊本県 くまもとけん 阿蘇市 あそし 大字山田 おおあざやまだ 字深尻365番地 あざふかしり レンガ造りの家 です」

裁判長「住所はどこですか」

被告人「住所変更していないので本籍と同じです」

起訴状朗読

裁判長「それでは検察官、起訴状を読んでもください。被告人はよく聞いていて

ください」

検察官、起訴状を朗読する。

黙秘権の告知、被告人・弁護人の陳述

裁判長「ここで被告人に注意しておくことがあります。被告人には黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくてかまいません。最初から最後までずっと黙っていることもできます。質問に答えても構いませんが、法廷で話をしたことは、あなたにとって有利な証拠にも不利な証拠にもなりますからよく考えて発言してください。ただし、黙秘というのは、黙っているということであって、積極的にうそを言うことが認められているわけではありません。わかりましたか」

被告人「はい」

裁判長「そこで質問しますが、先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容はその通りで間違いないですか」

被告人「わたしが煙突の真下に沸騰させた鍋を置いた事実はありますが、それは朝ごはんの用意で鍋を火にかけていたにすぎません。それに、鍋がそのまま置いてあったらオオカミは入って来られないだろうと考えました。しかし、そのような中であってなお、オオカミが煙突から侵入しようとしてきたことで、オオカミの強い執念を感じ、わたし自身の身の危険を覚えたのです。牛刀はもともと職業上、屠畜^{とちく}の仕事もしているので日頃から用意があり、当日はたまたま鍋の近くにあったにすぎません」

裁判長「弁護人の意見はいかがですか」

弁護人「被告人の主張と同様です。被告人が熱湯が入った鍋を煙突直下に置いていた事実はありますが、それはもともと調理中だったにすぎません。また、鍋が下で煮たてられていれば、これ以上オオカミが侵入してこないだろうと

被告人自身が考えたものであり、仮に転落事故でなかったとしても、被告人の行為は、オオカミの侵入を防ぐために行った防衛行為です。ましてや恨みを理由にオオカミを殺害しようなどとしたものではありません。にもかかわらず、侵入しようとしたオオカミが足を滑らせてオオカミ自らが鍋に落ちたのです。その際、オオカミ自身も大きなやけどを負っていますが、なおも執拗に被告人を襲おうとしており、身の危険を感じた被告人は付近にあった牛刀で防衛しようとしてしました。その際はずみでオオカミの頸部にかすり傷を与えてしまい、結果的にオオカミが死亡することになってしまいました。牛刀で防衛しなかった場合には、被告人がオオカミに襲われた可能性を払拭できません。本件はオオカミの不注意が招いた事故であり、また、被告人の行為には正当防衛が成立し、したがって無罪を主張します」

裁判長「被告人は席に戻ってください」

被告人、元の席に戻る。

冒頭陳述

裁判長「それでは検察官、冒頭陳述を行ってください」

検察官、冒頭陳述書を読み上げる。

裁判長「続いて、弁護人は弁論要旨を述べてください。」

弁護人、弁論要旨を読み上げる。

証拠請求

裁判長「検察官、証拠請求を行ってください」

検察官、証拠等関係カードに基づいて、説明を始める。

検察官「検察官が請求を行う証拠は、証拠等関係カード記載の各証拠です。

まず、検1号証は、被告人 ブタ山カルビ の戸籍抄本です。

検2号証は、長兄ブタ山サーロイン、及び次兄ブタ山フィレが殺害された際の死体検案書です。

検3号証は、牛刀です。

検4号証は、被害者オオカミの司法解剖をした際の鑑定書です。

検5号証は、被告人の自宅の実況見分調書です。とくに故障中であったとされる玄関とハシゴが外されていた煙突の状況についてです。

検6号証は、証人として、近所に住んでいる ウシさん を請求します。きょうだい殺されたとする被告人の発言内容と、事件当時現場から聞こえたという声について確認したいと思います」

裁判長「弁護士、何か意見はありますか」

弁護士「検1号証から4号証までは同意します。5号証と6号証については予断を与えかねないものですから退けてください」

裁判長「検1号証から6号証まで、すべて証拠採用します。弁護士からは何かありますか」

弁護士「弁護士からは、事故当時、現場上空を通行していた スズメさん および、本件オオカミさんの司法解剖をした医師 ニワトリ氏 を証人として請求します」

裁判長「検察官、意見はありますか」

検察官「近隣の村人であれば、先ほど証人として採用されたウシさんだけで十

分ですし、医師の証人はすでに鑑定書があるのでわざわざ召喚の必要はないものと考えます」

裁判長「弁護人、医師についての立証趣旨は何ですか」

弁護人「鑑定書には書かれていないことについても確認したいので……」

裁判長「……。弁護人の請求する証人についてもすべて採用します」

証拠調べ

裁判長「それでは証拠調べに入ります」

検察官、各書面と牛刀を書記官に提出する。書記官は、それらを受け取り、裁判長に渡し、そのあと、書面の写しを弁護人にも渡す。各人、確認する。

続いて、検察官による証拠の説明。とくに長兄ブタ山サーロイン及び次兄ブタ山フィレが本件オオカミに襲われ亡くなったこと。実況見分調書によれば、当日は自宅玄関が故障していたが、作弄的な様子がうかがえること。また、煙突のメンテナンス用の梯子が人為的に外されていたこと。さらに、鑑定書によれば、オオカミの死因は牛刀による頸部切創の失血死によるものだったこと。その時に用いられたのがこの牛刀であること。

裁判長「それでは証人調べを行います。証人は出廷していますか」

検察官「はい、在廷しております」

裁判長「それでは証人は中に入ってください」

証人ウシ、バーから中に入ってきて、証言台の前に近寄る。

裁判長「証人、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人ウシ「ウシです」

裁判長「生年月日は？」

ウシ「1985年5月4日です」(※中国語の発音)

裁判長「職業は？」

ウシ「養豚場の経営をしています」

裁判長「住所は？」

ウシ「熊本県阿蘇市 ^{おおあざやはた} 大字八幡 161番地 木造建築の家です」

裁判長「それでは、これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。その紙(=宣誓書のこと)に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、ウシ、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとなあなた自身が偽証罪として処罰されることになります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは検察官どうぞ」

検察官「あなたは被告人のことを知っていますか」

ウシ「はい、知っています。同じように家畜を育てていますし、家が近いこともあり今まで何度も話をしたことがあります」

検察官「被告人とは被告人の兄2人が殺害された件について何か話をしましたか？」

ウシ「はい。被告人は、思い出したくない、会ったところでオオカミに殺害されるのがオチだから出会いたくはないが当然許すつもりはないと話していました」

検察官「オオカミを許すつもりはない、と言っていたのですね」

ウシ「はい」

検察官「なるほど。では事件当時について聞かせていただきます。事件当時貴方は何をしていましたか」

ウシ「飼育していた豚に餌を与えていました」

検察官「ではその時に何か変わったことはありましたか？」

ウシ「あります。言い争うような、つまりは、カルビさんと聞き覚えのない声が、カルビさん宅から聞こえてきました」

検察官「どのような声でしたか？」

ウシ「最初はカルビさんの声が聞こえたのですが『やーいバカ犬、ここまでおいで、悔しかったらウインナーにしてみろ』と、彼らしくもない言葉を使っていたので気になっていたところ、そのうち、聞き覚えのない声が聞こえてきました。その声はとても興奮していたようで言葉にならないような声でした。それから暫く経つとまた同じ人の声で『助けてくれ、もうしないから許してくれ』という言葉が聞こえてきました。こちらは最初に聞いた声より小さい、力のない声のように聞こえました」

検察官「つまり、あなたの聞き覚えのない声の持ち主が、はじめは興奮したような声をしていましたが、そのうちに同じ声の主が今度は『助けてくれ』と言っていたのを聞いた、ということですね」

ウシ「はい」

検察官「その『助けてくれ』と言っていた声の持ち主は、何をどう助けて欲しがっていたのでしょうか」

弁護士「異議あり。証人の憶測を問う質問です」

裁判長「質問を変えてください」

検察官「では、『助けてくれ、もうしないから許してくれ』という声をあなたが聞いた後のことですが、その後は何か聞こえましたか」

ウシ「いいえ、急に静かになりました」

検察官「ありがとうございました。検察官からは以上です」

裁判長「それでは弁護士、反対尋問はありますか」

弁護士「被告人の家からの声が聞こえた時、あなたは豚にえさを与えていたと
いうことですが、被告人の家の様子を見に行ったりしたのですか」

ウシ「いいえ、音として声を聞いただけです」

弁護士「以上です」

裁判長「裁判所からはありません。では証人、お疲れ様でした。戻っていただ
いて結構です」

続いて、証人スズメが出てくる。

裁判長「証人、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人スズメ「スズメです」

裁判長「生年月日は？」

スズメ「1983年5月10日です」

裁判長「職業は？」

スズメ「阿蘇市立山田中学校の音楽教師をしています」(※ちいちいばっば♪)

裁判長「住所は？」

スズメ「熊本県阿蘇市^{おおあぎやまだ}大字山田217番地 教員宿舎屋根裏 わらの巣 です」

裁判長「それでは、これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそ
をつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。証
人はその紙に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、スズメ、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席
させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとな
なた自身が偽証罪として処罰されることとなります。また、あなたには、自

らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは弁護人どうぞ」

弁護人「あなたが事故現場上空を通った理由を教えてください」

スズメ「職場への通勤途中でした。あの空路が学校までの距離が近いのでよく利用しています」

弁護人「では現场上空を通った際、何を見たのですか」

スズメ「通勤中によく見るブタがオオカミに追いかけているのを見ました。最近、よく動物たちが襲われているという話を耳にしていたので、これはもしやと思いその様子を見ていました」

弁護人「その追いかけていたブタというのが、ここにいる被告人ということですね」

スズメ「はい、たぶん、そうだと思います」

弁護人「その後、追いかけていた被告人とオオカミはどうなりましたか？」

スズメ「ブタが煙突から家の中に入っていきのが見えました。そのあとブタに続いてオオカミも煙突から入っていったのでこれはホントに危ないんじゃないかと思い、これは警察に通報したほうがいいと思って、あわてて交番の方に飛んで行ったのでそのあとどうなったかはわかりません」

弁護人「確認ですが、煙突に入る前からブタはオオカミに追いかけていたということですか」

スズメ「はい、そうです」

弁護人「ありがとうございました」

裁判長「検察官から何かありますか」

検察官「被告人がオオカミに追いかけていた様子以外のことで、なにか聞こえてきた声などはありますか？」

スズメ「いいえ、私が飛んでいた位置はブタとオオカミが居たところからある程度離れていたのですのような声は聞こえなかったです」

検察官「先ほど、ブタが煙突から家に入っていくのが見えたということでしたが、その時の様子をもう少し詳しく教えてください」

スズメ「そういえば、ブタが煙突の上できよろきよろあたりを見回していたような気がします」

検察官「検察官からは以上です」

裁判長「では、証人は下がっていただいて結構です。ありがとうございました」

続いて、証人ニワトリが出てくる。

裁判長「証人、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人ニワトリ「ニワトリです」

裁判長「生年月日は？」

ニワトリ「1982年2月8日です」

裁判長「職業は？」

ニワトリ「医師です」

裁判長「住所は？」

ニワトリ「熊本市八幡東区平野^{ひらの}一丁目6番1号です」

裁判長「それでは、これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。証人はその紙に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、ニワトリ、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとなあなた自身が偽証罪として処罰されることになります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求めら

れた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは弁護人どうぞ」

弁護人「あなたの鑑定書には、オオカミさんの死因として、^{けいぶせつそう}頸部切創による失血死とありますが、これは間違いありませんか」

ニワトリ「はい。鑑定書の通りです」

弁護人「オオカミさんは鍋に転落した際にやけどを負ったことが明らかですが、死亡するにしても、本件のように原因が複数考えられるようなときに、直接的な死因として、失血死と熱傷死とどちらによるものなのか明らかにできるものなのでしょうか」

ニワトリ「そ、そこは、死体の損傷が激しかったので何とも言えません。」

弁護人「熱傷死ということもありうると考えていいのでしょうか」

ニワトリ「医学的には全くない、とは言い切れないかもしれません」

弁護人「ありがとうございました。」

裁判長「検察官から何かありますか」

検察官「いいえ」

裁判長「裁判所からもありません。証人は下がっていただいて結構です。ありがとうございました」

被告人質問

裁判長「これから被告人質問をします。被告人は、前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「まず弁護人からどうぞ」

弁護人「はい。あなたは、本件のオオカミさんについて、どのように思っていますか？」

被告人「私の兄たちを殺害したことは到底許せるものではないのですが、結果的にオオカミが死んでしまったことに関しては、申し訳ないと思っています」

弁護人「事故当日の1月29日貴方はどこでなにをしていましたか？」

被告人「朝起きてから自宅で朝食の準備をして、自宅周辺の雑木林で薪拾いをしていました」

弁護人「その時にオオカミさんと出会ったのですね？」

被告人「はい」

弁護人「その時にオオカミさんに対して何か言いましたか？」

被告人「逃げなければ兄たちのように殺されるという思いでいっぱいだったので、そのときのことは覚えていません。もしかしたら無意識のうちに言ってしまった言葉もあるかもしれません」

弁護人「家に入る際は煙突から入ったとのことですが、その理由はなぜでしょうか」

被告人「ドアが壊れていて開けるのに力が必要であったことと、開閉時に大きな音が出るので、その音でオオカミに気づかれないようにするためでした」

弁護人「ありがとうございました」

裁判長「検察官は何かありますか」

検察官「家の中に入る際のことについてお聞きします。あなたが煙突から入るときには既にオオカミは貴方を追いかけていましたか？」

被告人「煙突から入る前に周囲の確認をしましたが、慌てていたのでよく覚えていません」

検察官「以上です」

裁判長「裁判所からはありません。被告人は元の席に座ってください」

被告人、元の席に着く。

論告・求刑、最終弁論、最終陳述、結審

裁判長「検察官、論告・求刑を行ってください」

検察官「被告人は、きょうだいを失った気の毒な事情があったとはいえ、自己の身勝手な復讐心からオオカミを殺害するに至ったものです。法治国家の我が国において、自救行為をすることは到底許されるものではありません。本件殺害については、被害者オオカミに自分を襲わせるようなふりを装い、煙突から侵入するよう仕向けるため玄関を壊し、さらには煙突内のはしごを外すことで、被害者が転落するように巧妙に工作しております。被告人の計画通りにオオカミは沸騰した鍋の中に落ち、悔い改めたオオカミが懸命に助命嘆願しているにもかかわらず、無情にも被告人はオオカミに牛刀でとどめを刺したものです。被告人自身、事件への反省を全くしておらず、オオカミの遺族には被害弁償もしておりません。さらに本件はオオカミに対する正当防衛を偽装する点においても、情状は極めて悪質であります。以上のことは、検察官提出の各書面、物証、証人から十分に立証できております。相当法条適用のうえ、被告人に対して懲役10年を求刑します」

弁護人「被告人は、煙突のはしごを外し、沸騰したお湯が入った鍋を煙突直下に置きましたがこれは朝食の準備、さらにはオオカミの侵入を拒むためであり、殺害目的で行った行為ではありません。また牛刀で防衛したことはオオカミの執念を感じ取った被告人が我が身を守るために行った行為です。本件はオオカミ自身が招いた単なる事故に過ぎず、無罪との判決をなすべきです。また、予備的に、被告人の行為には正当防衛が成立することも主張します」

裁判長「被告人は前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「最後に何か言っておきたいことはありますか」

被告人「はい。兄たちを殺した相手とはいえ、オオカミさんが死んでしまったことに関してはご本人及びご遺族に申し訳ないと思っております。この裁判が終わり次第、ご遺族には謝罪したいと思います」

裁判長「以上ですか」

被告人「はい」

裁判長「次回公判は、判決を言い渡します。期日は7月28日、11時30分としたと思いますが、弁護士、検察官よろしいでしょうか」

弁護士「はい」

検察官「しかるべく」

裁判長「それでは被告人は、7月28日11時30分、出廷してください」

被告人 ブタ山カルビ、再び手錠をされて連れられて帰る。

(了)

起訴状

2018年6月15日

九州国際大学地方裁判所 熊本支部 御中

九州国際大学地方検察庁 熊本支部
検察官検事 ヒツジ

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 熊本県阿蘇市 おおあぎやまだ 大字山田 あざまかしり 字深尻365番地 レンガの家
住所 本籍に同じ
職業 牧場経営

(勾留中)

ブタ山カルビ

1997年8月29日生まれ

公訴事実

被告人は、2017年12月に自己の長兄ブタ山サーロイン、および次兄ブタ山フィレを相次いで殺害に及んだオオカミに対して自ら復讐しようと企て、2018年1月29日午前7時頃、自宅居室内にあらかじめ用意していた大鍋に熱湯を沸かし、被害者オオカミが煙突から自宅内に侵入するように仕向けたうえで、右大鍋にオオカミを転落させ重度の熱傷を負わせ、かつ、牛刀で頸部を切り付け、以って頸部切創によりオオカミを大量失血死に至らしめたものである。

罪名および罰条

殺人 刑法 第199条

冒頭陳述書

九州国際大学地方裁判所 熊本支部 御中

2018年6月30日

被告人 殺人 プタ山カルビ

九州国際大学地方検察庁 熊本支部
検察官検事 ヒツジ

検察官が証拠により証明しようとする事実は、下記のとおりである。

記

第一 被告人の身上・経歴

被告人は、1997年8月29日、熊本県阿蘇市大字山田字^{おおあぎやまだあざかかしり}深尻365番地のレンガ造りの養豚場で、プタ山シャトーブリアンの3男として出生し、長兄のプタ山サーロイン、および次兄のプタ山フィレとともに、すくすくと育てられてきた。

第二 本件殺人事件に至る経緯

一 被告人は、2017年12月29日に長兄のプタ山サーロインがオオカミによって襲われ死亡し、また、翌12月30日には瀕死の重傷を負いながら次兄のプタ山フィレが被告人住居に逃げ込んできた際に「オオカミに襲われた」旨の発言をしたことから、兄たち2人を襲ったオオカミに対して恨みに思い、自ら復讐しようとして企て、その際、あたかも自己がオオカミによって襲われたことにすれば正当防衛の口実ができると考え、正当防衛を装ったオオカミの殺害を思い付いた。なお、次兄のプタ山フィレは被告人宅に逃げ込んだのち、間もなく死亡している。

二 被告人は、確実にオオカミを殺すため、自宅玄関をふさぎ、煙突以外には屋外からの出入り口がない状態にし、煙突の下で大鍋を火にかけ、お湯を沸かし、沸騰状態にし、オオカミが鍋に落下すれば、確実にやけどを負う状態となるよう工作し、さらに鍋に落下し

シナリオ：模擬裁判「3匹のこぶた」

たところをおそうべく、牛刀を用意した。また、通常、煙突内にはメンテナンス用のハシゴがかけられていたが、事件当日はこれを外していた。

第三 本件殺人事件の犯行状況

一 被告人は、本件殺害計画を実行に移すべく、2018年1月29日午前6時頃、自宅付近で被害者オオカミを発見するに至るや、オオカミを激昂させれば自分を襲ってくるだろうと思いつき、「やーい、バカ犬」などと悪態をついたうえで、自宅内に逃げ込むこととした。

二 被告人の計画では、激昂したオオカミが自宅内にいる自己に襲い掛かってくるためには、オオカミが煙突から侵入してくる必要があるところ、オオカミに煙突から侵入する被告人自身の姿を認知させれば、オオカミもこれを真似して煙突から侵入するだろうと考え、被告人自身も煙突から自宅内に逃げ込み、その様子をオオカミに認識させた。

三 自宅内に戻った被告人は、コンロに火をかけ、大鍋にお湯を張り、沸騰させた状態のままにし、オオカミが鍋の中に転落するのを待ち構えていた。

四 被告人の計画通りに、煙突から侵入しようとしたオオカミが、途中、煙突内で足を滑らせ鍋の中に転落し、熱傷による外傷を負い苦しんでいたところ、被告人は、オオカミが真摯に反省し、必死な思いで助命嘆願するにもかかわらず、無慈悲にも「兄貴たちの恨みだ」などと申し向け、あらかじめ用意していた牛刀で同人の頸部を切り付け、頸部切創による大量失血により死亡させた。

第四 情状

被告人は、きょうだいを失った気の毒な事情があったとはいえ、自己の身勝手な復讐心からオオカミを殺害するに至ったものである。また、事件への反省も全くしておらず、オオカミの遺族には被害弁償もしていない。さらに、本件事件を隠蔽する目的で正当防衛を偽装するなど、情状は極めて悪質である。

以上

平成 30 年 (わ) 第 122 号

被告人 ブタ山カルビ

弁論要旨

九州国際大学地方裁判所 熊本支部 御中

2018 年 7 月 6 日

弁護士 森のくまさん

第一 基本的主張

本件はオオカミ自身が招いた単なる事故に過ぎず、被告人は無罪である。なお、予備的に、被告人の行為には正当防衛が成立し、無罪であると主張する。

第二 本件事故に至る経緯について

一 被告人は、1997 年 8 月、ブタ山シャトーブリアンの 3 男として出生し、長兄には、ブタ山サーロインが、また、次兄にはブタ山フィレがおり、幼少のころから 3 人の兄弟は仲が良く、また、被告人自身もきょうだい想いの強い末っ子としてすくすくと育てられた。

二 被告人は、2017 年 12 月 29 日に長兄のブタ山サーロインを、翌 12 月 30 日には次兄のブタ山フィレを相次いで、それぞれ折から空腹であった、本件オオカミによって無情にも襲われ、亡くしている。

三 被告人の在住する地域では、2016 年の熊本地震による被災および 2017 年の九州北部豪雨の災害・天候不純の影響で、農畜産物の生産に壊滅的な被害を受け、野生動物の食糧確保が困難になっており、オオカミをはじめとする餓えた動物たちが、しばしば被告人のきょうだいのような村の住人達を襲って食べるという事件が相次いで起こっていた。

第三 本件事故の状況

一 被告人は、2018 年 1 月 29 日午前 6 時頃、薪用のまきを拾い集めるべく自宅付近を探索中に、偶然、本件オオカミに遭遇した。

二 被告人は、この冬は農畜産物の収穫が不作であり、付近の村ではたびたび腹を空かせたオオカミによって村人が襲われている事件が起きていること、さらに、被告人自身の亡

シナリオ：模擬裁判「3匹のこぶた」

くなった兄たちについてもそうした中で起きた事件であったことを思い出し、今、オオカミに見つかってしまったら今度は自分が襲われるに違いないと確信した。

三 被告人は、自宅玄関が故障中であり、ドアの開閉には相当の力があること、また、開閉の際には大きな音が出て、被告人が自宅内に所在することがオオカミに容易に気付かれてしまうことを懸念して、自宅煙突から自室内に戻ることにした。

四 被告人の存在に気が付いたオオカミは、被告人が煙突から自宅に戻ったのを見て、追いかけて煙突から侵入し、そのまま不幸にもオオカミ自身が誤って転落死したものである。

第四 正当防衛とする予備的主張

なお、本件煙突のはしごは、部外者が容易に煙突からは侵入できないように被告人自らが外したものであり、煙突直下に設置した大鍋は調理中であつたために火にかけられた状態であつたが、オオカミに侵入をあきらめさせるには、そのままにしておいたほうがいいと被告人が考えたものであるが、これらはいずれもオオカミの侵害に対する防衛のためである。ちなみに、牛刀は牧場を営む被告人が日頃から仕事上、屠畜^{とちく}の作業のために用いるものであり、事故当時たまたま本件鍋付近にあつたにすぎない。

第五 結論

本件はオオカミ自身が招いた不幸な事故であり、被告人は無罪である。